

憲法上の環境権の法理について

—いわゆる伊達環境権訴訟判決をめぐって—

森 田 友 喜

もくじ

はじめに

- 一 基本権としての環境権
- 二 環境権の法的根拠
- 三 環境権の効力

おわりに

はじめに

高度経済成長のもたらした副作用ともいべき公害問題に対処するため，在野法曹家たちによる「環境権（environmental right）」の提唱を契機に、環境権の論議は急速に高まり、学問上のみならず裁判上においても、具体的な権利として司法的追認を求めるにいたるようになったのであるが、まだ認知されていない。しかし、実際問題として、良好な環境を保全していくかなければならない情況に直面している現状を考慮するとき、立法上および行政上の環境対策はもちろんのこと、司法的救済の急務が痛感されるのである。

ところが、昨年（昭和55年）10月14日の、伊達火力発電所建設等差止請求訴訟第一審判決（以下「伊達環境権訴訟判決」という）が、無残にも「環境権をスッパリ切り捨てた」¹⁾のは、「やはり環境保護の視点を欠いた」²⁾判決と評されている。この裁判は、「環境権を事前差止めの法的根拠としてかかげた初めての環境権裁判」³⁾、すなわち、環境権訴訟としては、全国でもっとも早く、かつ初の本格的な公害予防訴訟⁴⁾であっただけに、「今後の公害予防訴訟に大きな影

響を与えるものとみられる」⁵⁾ ので、これまでしばしば論じられてきたところで
あるが、この判決をめぐって憲法と環境権の関係について若干の考察をしてみ
たいと思う。

注

- 1) 読売新聞昭55・10・15
- 2) 小林直樹 西日本新聞（夕刊）昭55・10・14、なお、相原石油コンビナート絶対反
対期成同盟会長、岩重弘栄医師は、「時代に逆行していく感じだ」と感想を述べて
おられる（同新聞同日付）。
- 3) 阿部照哉 環境権——憲法的視点より（判例時報988号臨時増刊）2頁
- 4) 毎日新聞（夕刊）昭55・10・14、読売新聞昭55・10・15
- 5) 西日本新聞（夕刊）昭55・10・14

一 基本権としての環境権

1. 本来、人間は自然と密接不可分の関係にあって、自然なくしては生きら
れない。長年にわたり、人は自然のなかに生活を求める、とくに東洋においては、
生活のなかに自然をとりいれ、すばらしい文化を創造し発展せしめてきた。そ
れは自然と人間との「調和」(harmony)（というよりも、むしろ人間が自然に従
ってきたといった方が正確だろう）によるものであって、先人の深い哲理にも
とづくものであるとともに、人びとの生活の知恵でもあったといってよかろう。

このように、自然は人間をとりまく環境のうちでもっとも中核的存在であり、
生命や健康の源泉をなすものである¹⁾。人類は発生学的にみてもかかる大自然
にはぐくまれ進化発達をとげ、汚染されない環境を享受してきた。これが人間
本来のナチュラルな姿であろう。にもかかわらず、欲望のあくなき追求のため、
自然との調和を狂わし、むしろ人が自然を破壊するまでにたちいたった。いっ
たん自然環境は破壊すると回復するのに困難をきわめることもあるうし、時には
自然本来の環境をとりかえすことが不可能となることもあるう。かかる結果
は人間にとてはもちろんのこと、すべての動植物にも重要な影響を及ぼすこと
は免れない。これまでの経験則の示すところによると、ヘドロと化した海の
魚介は絶滅するか、生息したとしても奇形的怪物となり、水銀等で汚染された

水中の魚介を食することにより、健康を喪失して不治の病にかかり、ひいては生命さえもおびやかされるにいたった事実²⁾などから、もはや「被害が出てからでは遅い」という「貴重な教訓」³⁾を学びとったのである。

この危機感がやがては環境権を生む原動力となって、「法の世界に登場」⁴⁾してくる機縁となったといってよい。環境権の提唱者として、仁藤一氏はその理由をつきのように説明しておられる。すなわち、「我が国に今日のような深刻な公害をもたらした主要な原因是、その公害立法および行政が、常に経済の発展を優先し、強く産業保護の傾向を持ち、現実に発生した公害の被害に対する対症療法に終始し来つたためであることを指摘し、その抜本的解決のためには、国民の一人一人がすべて良い環境を求める基本的権利があることを承認し、この権利すなわち環境権の実現を図ることを、公害立法及び行政の基本理念に据えなければならないと論じて、環境権の確立を提唱した」⁵⁾と。

この環境権のテスト・ケースとでもいべきいわゆる伊達環境権訴訟のなかで、原告らは、「人間は、その生存に適した環境でなければ健康な生活を営むことができない。良好な自然環境のもとで健康に生活することは人間の最も根源的な権利」⁶⁾であると主張したのに対して、判決が「人が健康で快適な生活を維持するに必要な条件を充実した良い環境の存在が不可欠であることは当然である」⁷⁾と述べて良好な環境の各人への必要性を明白に認めているのは、人権としての底流をなすものと解しているとみるとできよう。

2. このように、良い環境の存在が人間にとて、不可欠な前提をなすものであることは、裁判所もひとしく認めるところであるが、それがただちに法的保護を受けるに値するものかどうか、またどのような法的位置づけをなすべきかについては別途検討されねばならない。いうまでもなく、憲法がある権利を基本的人権として保障するためには、原則として憲法上規定されていることが必要である。外国の憲法ではその例がみられる。たとえば、スペイン憲法は、「何人も、人格の発展にふさわしい環境を享受する権利を有する」(45条1項前段)と定め、ユーゴ憲法は、「人は、健康な環境を求める権利を有する」(192条1項)と規定しているのは、憲法上環境権を明文化しているものとしてあげられる。こ

これらの憲法は、一方国民の環境権を保障するとともに、他方では国や国民自身にも良好な環境の保全義務を課している。すなわち、前者は、「何人も、環境を保全する義務を負う」(45条1項後段)、「公権力は、……環境を防衛し、回復するため……あらゆる自然資源の合理的利用を保護しなければならない」(同条2項)といい、後者は、「健康な環境のなかで労働し、かつ生活する条件を確保するような方法で利用しなければならない」(192条2項)とうたっている。また、イスラエル憲法の、「連邦は、有害もしくは不快な影響に対して、人間およびその自然環境を保護するための規則を制定する。連邦は、とりわけ大気汚染と騒音の防除に努める」(24条の1項)、ソ連憲法の、「ソ連邦においては、……大気と水の汚染防止、天然資源の再生産の保障、人間をとりまく環境の改善のため必要な措置がとられる」(18条)、中国憲法の、「国は、環境を保全し、天然資源を保護し、汚染およびその他の公害を防除する」(11条)などの規定は、国に対して環境の保護の義務を負わせており、その他東ドイツ憲法においても同様の規定(15条2項)をおき、アメリカのイリノイ州憲法でも「健康な環境に対する権利」(11条2節)を宣言しているのも注目すべきである^⑧。

これらの諸国の憲法に比べて、わが国の憲法は環境権に関する明文の規定をもたない。したがって、憲法がはたして環境を享有する権利を認めるのかどうか定かではない。ここに議論の分れる理由の一つがある。しかし、憲法上明確な定めがないからといって、短絡的に憲法が否定している趣旨と解することは正当ではなく、国民の良い環境を享受することが、「憲法の保障する基本権の内容となるときには、環境的利益は憲法によって根拠づけられた権利」^⑨として認められるといってよからう。松本昌悦教授によると、「環境権は環境破壊による人権の大量侵害という新しい状況に対応する新しい人権として理論構成すべきで、憲法における人権条項・人権体系からただちに効力を引きだしうるものと考えられる。要するに、環境破壊が従来予想することができなかった自然循環をくるわし、生態系を破壊し、多くの人びとの生命や健康が侵害され破壊され、かぎりなく広範かつ深刻に人びとの生命・健康の侵害の危機が着実に進行している現状から、環境権は新しい価値観に立脚した新しい人権としてとらえ

られる」¹⁰⁾と説いて、環境権を憲法上の新しい基本権として位置づけられている。

そもそも、各人が自己の生命や健康を維持し、発展させうるのは、生來の権利に属するものであって、いわば自然法上の権利であることはいうまでもない。しかるに、個人の生命・健康の保全の根底をなし、これらと密接不可分の関係にある良好な環境を享受するのも、やはり人間固有の権利として法的保護を受けるに値するものといってさしつかえない。したがって、憲法的視点からいえば、良い健全な環境を享有する権利は、人類普遍の原理（前文）であって、侵すことのできない永久の権利たる性質を有するものとして、現在および将来の国民に信託され与えられたものである（11条、97条）から、国は国民の生命・健康・文化・幸福追求等の諸権利（13条、25条など）と一体をなすものとして、立法その他国政の上で最大の尊重を払うべき法的義務を負う（13条）がゆえに、基本的人権としての性格をもち、憲法上の地位を有するものと考えられる¹¹⁾。かかる点から、伊達環境権訴訟の原告らが、「良好な自然環境のもとで健康に生活することは、人間の根源的権利であり、これを基本的人権としての環境権ということができる」¹²⁾と主張しているのは正当であるといってよかろう。

注

- 1) 二木謙三博士は、日光、空気、水、食物を生命の四元と称し、人間にあっては不可欠の要素であり、機能的に健康であるためには、これらの四元がきれいで大自然そのままのものであることがその前提条件であると説かれている（健康への道——完全正食の医学——18～19頁）。
- 2) 四大公害などはその典型的な例である。
- 3) 淡路剛久 環境権の法理と裁判 4頁
- 4) 淡路 前掲書 3頁
- 5) 仁藤一 「環境権の提唱」 ジュリスト臨時増刊 492号 228頁、仁藤一・池尾隆良 「『環境権』の法理」 大須賀明編日本国憲法7生存権 205-207頁
- 6) 「伊達火力発電所建設等差止請求訴訟第一審判」 判例時報臨時増刊988号 49頁
- 7) 判時 前掲 132頁
- 8) なお、アメリカでは国レベルとしては法律で定めている。それによると、「連邦議会は、各人が健康な環境を享有すべきであり、かつ各人が環境の保全および向上に寄与すべき責任を有することを認める」（国家環境政策法10条C）。
- 9) 阿部照哉 「環境権」 芦部信喜編憲法II人権(1) 186頁
- 10) 松本昌悦 「環境権」 奥平康弘・杉原泰雄編憲法学3 79-80頁
- 11) 小林直樹 現代基本権の展開 76-78頁は、法の領域でも「良い環境を享有する権

利」は、国民の当然の基本権とみられるところまでは既にかなり広い一致が得られ、その基本的性格は何人も否定できないと指摘している。また、小林教授は、伊達環境権訴訟判決の環境権の不成立を遺憾としながら、「今日のような環境破壊が全面的に進めば、憲法13条の幸福追求権、25条の生存権を保障することは不可能になる。従って、生存権の基盤を根本から失わしめるような事態を救済するには、環境権を確立していくほかない」と感想を述べておられる（西日本新聞（夕刊）昭55・10・14）。

12) 判時 前掲 49頁

二 環境権の法的根拠

1. 環境権が憲法上の基本的人権として成立するとしても、学説上法的根拠や性格づけは必ずしも一致しているわけではない。伊達環境権訴訟において、原告らは、基本権としての環境権が成立しうるための憲法上の根拠条文を指摘して、つぎのように主張した¹⁾。「憲法25条が『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』を保障している精神からすれば、健康で文化的な生活の基本的な前提条件である、良い環境を求める権利が保障されなければならないことは当然であり、生存権の帰結として、基本的人権としての環境権を承認することができる」し、また、「環境権は憲法25条に根拠をもつ生存権的基本権であると同時に、憲法13条に根拠をもつ自由権的基本権の性格をも併有するとみるべきである」「そして、個別的な自由権的基本権は、究極的には、憲法13条の幸福追求権にその根拠を置くのであるから、自由権的基本権とみるべき環境権もまた、当然に憲法13条にその根拠を求めうる。そうすると、少なくとも環境権の環境破壊からの自由という側面の権利は、いわゆる綱領的権利ではなく、法律上保護されるべき基本的人権ということができる」。

これに対して、札幌地裁はつぎのように論じて、原告らの主張をしりぞけている²⁾。いわく、「憲法13条は、基本的人権保障の理念的な前提である個人主義の原理を宣言し、国が国民の権利に対して最大の尊重を払うべきことを規定したものであり、また、憲法25条1項は、国において、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきことをその責務として宣言したものであって、いずれも綱領的規定であると解される。したがって、これらの規定自体は、個々の国民に、国に対する具体的な内容の請求権を賦与

したものではない」要するに、「環境汚染ないし破壊をいかにして阻止するか」という環境管理の問題は、すぐれて、民主主義の機構を通して決定されるべきものであるといえる」したがって、「環境権の存在に関する主張は、いまだ採用することができない」と。つまり、この判決は環境権の成立を認めなかった。それは環境権の根拠となる憲法の規定が、いわゆるプログラム規定であるという理由にもとづいているからである。しかし、環境権に関する学説はつきのように分れている。

(1) プログラム規定説 プログラム規定説によると、環境権の理念は立法指針として活されるべき性質のものであり、指導理念としての意味をもつにすぎない。環境の問題は、政治政策的次元に属する問題で、ひとえに立法と行政の判断にもとづくべきことがらであって、裁判所で裁判したり国民の法的権能とみることは困難である。これは、環境権の内容からみても抽象的であり、また、環境権が憲法25条の生存権の一環として位置づけられているので、生存権の性格からみても、環境権なるものはプログラム規定にすぎぬのは明白であると説く³⁾。一般に、このような見解をプログラム規定説と称しているが、前掲判決はこの学説の立場に立つものとみられている。

(2) 憲法25条説 憲法25条は歴史的・沿革的には、資本主義社会に起因する富の偏在によってもたらされた無資産者を保護するため、国に対して積極的に生活の維持を可能ならしめるように請求しうる権利であるに違いないが、こんにちでは大企業等によって汚染される空気、水、食物などが健康な生活の権利侵害となることを憂慮するとき、25条に新しい権利を含ませ、「(a) 国民は、国家に対し、健康で文化的な生活に必要な生活環境の保全を要求する権利を有する。国家は、国民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、立法その他国政の上で必要な措置を講ずる義務を負う。(b) 25条は、環境保全、公害対策に関する法分野の原則規範である。したがって、これに積極的に反する法規範は、効力を有しない。また、25条を具体化する法令の条項の意味は、25条の精神に即して解釈されなければならない。また、25条は、これを具体化する立法に際して、指導原理としての意味を有する」要するに、「人はすべて健康

に生活する権利があるということ、そして、そのために健康な生活の環境維持を要求する権利があるということである。憲法のレベルでとらえれば、それは、結局、25条の問題にほかならない⁴⁾ という主張にかかるもので、このような学説を憲法25条説という。

(3) 憲法25条・13条説 この説は、環境権の法的根拠を憲法25条だけではなく、13条にも求める見解である。その理由は、「生存権に加えて『個人の尊重の原則』をうたい、人権体系における最も重大な総則的人権条項の中に位置をしめる『幸福追求の権利』に、『より積極的な』反独占及び反公害・環境破壊につながってくる人権的性格をとらえなければならない。この意味において、25条における『国家の積極的な配慮と施策を要請する人権的性格』と、13条における『よりよい環境』を保持するための、いわば『公害・環境破壊からの自由』というべき性格との両側面に依拠することによってはじめて、この新しい『大量人権侵害』の性格をもつ『環境破壊』に対拠しうる『新しい人権』としての『環境権』がとらえうこととなる⁵⁾ からである。要するに、25条によりよき環境を求める積極的性質の権利としての環境権が根拠づけられる（これは国の不作為による生命・健康の侵害の場合に妥当する）のに対して、13条には自由権的側面に重点をおき、公権力による直接的な環境破壊がなされる場合に差止めの根拠を求め、いわゆる二重包摶ができるので、環境権の法的基盤を25条および13条の双方の条文にみいだそうとするものである。

2. 以上三説の分類からすると、伊達環境権訴訟の原告らの主張は25条・13条説にもとづくものであるのに対して、判決はいちおうプログラム規定説に属するものといえるだろう。伊達環境権訴訟と同じく、環境権訴訟の代表的なもの一つとされる豊前火力発電所操業差止訴訟の第一審判決も同様な立場からつきのように判示している⁶⁾。「憲法13条は、憲法第3章の総則的規定として憲法の根本原理たる基本的人権の保障を宣言・確認したもので、同条の趣旨は国の責務として立法その他国政の上で最大に尊重されなければならないが、この規定そのものは具体的な内容をもたないものであり、憲法25条についても、同条1項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるように国

政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまるのであって、これらの各規定は、いずれも個々の国民に対して直接に具体的権利を賦与したものではなく、したがって、これらの規定をもって環境権なる権利を承認する実定法上の根拠とはできない」「良好な環境を破壊から守り維持して行く必要性は高いものがあり、国や地方公共団体が立法、行政の両面において、環境保全のため公害防止の施策をなすべき重大な責務を有し、企業も公害の防止に努めるべき社会的責任を負うことは当然である。そこで、立法政策的な提言あるいは思想としての環境権論には環境保護の理念にそういうもの」であるが、環境権は「現行の実定法上具体的権利として是認しえない」。その他の判決の多くは、多か少なかれこの説と軌を一にしている⁷⁾ところから、判例はおしなべていえばプログラム規定説を採用していることになろう。

このように環境権がプログラム規定であるというゆえんは、この権利の成立根拠となる憲法25条および13条がそもそも綱領的規定であるから、それらに立脚する環境権も所詮は同じ性格を有するものであるので、権利性は認められないと説くのである。しかし、25条および13条をすべて一括して綱領的規定とみるのは、せっかく憲法が保障した権利を形骸化させて基本的人権の本質を見失い、「法的な権利義務関係に関する規律としての法規」⁸⁾たる性格を否定することになるであろう。憲法上の法規、とくに人権規定は、原則として実定法としての権利性を有するものであるから、その効力を否定するプログラム規定を認めるのは例外に属する。例外はきわめて限られた範囲内でしか認められないのはいうまでもなく、人権規定をプログラム規定と断定するには、明文の定めがある場合か、それとも十分に納得させうるだけの合理的な根拠づけがなければならぬのはいうまでもないことである⁹⁾。25条についていえば、生存権は個人尊重の点から、「健康で文化的最低限度の生活」、すなわち、人間が人間たるに値する生活の維持を確保し、もって自由の空洞化を防禦して、自由の実質化を可能ならしめようとする性質を有する基本権であり、かつまた、明文をもって「権利」と定めている点からみても、生存権の法的権利性を具体的に表現したものと解せられる。一方、13条の場合は、なるほどプログラム規定説や判例の

いうように、13条前段の「個人の尊厳 (the individual dignity)¹⁰⁾ は、個人主義の原理 (the principle of individualism) を宣言した綱領的性質をもった規定といえなくもないが、かりに百歩譲って、13条前段をプログラムザツとしても、それをそのまま13条後段に敷衍させ、生命・自由・幸福追求権も「具体的な特定の権利又は自由に関する定めではなく、総ての権利及び自由の基礎たるべき各個人の人格を尊重することを国政の基本として宣言¹¹⁾ したものとしてとらえるのは、正当な解釈とはいえない。なぜなら、13条後段の「生命・自由・幸福追求の権利」は、その前段の「個人の尊重」と密接不可分の関係にあることは否めないが、けして個人主義の原理宣言そのものではない。後段の規定は前段の個人の尊重を実現すべき手段として具体化した権利規定とみるべきである。生命・自由・幸福追求権は、14条以下の基本権を包括的に述べている権利であるから、法的性質上また機能的にも各個人の人権と同様の権利とみてさしつかえない。したがって、13条後段の法的権利性は、個人尊重主義の内容上の一体性とは切り離して検討されるべきであるから、前段を個人尊厳の原理の宣言として把握し、それをもって短絡的に後段の権利性を否定するのは合理性を欠く論理構成にほかならないとのてきびしい批判を受けざるをえない¹²⁾。要するに、13条の生命・自由・幸福追求権は、憲法14条以下の人権各規定が、歴史的・沿革的に重要な権利を例示的に定めたものにすぎないから、明文をもって規定されていないものでも、新しい時代の要求とともに「基本権の内容」を形成する場合には、「憲法によって根拠づけられた権利」として認められるべきであるから、13条は一般的に包括的権利規定とみるのが妥当であろう¹³⁾。

最高裁は13条にかかる事件において、つぎのように述べている。いわく、「憲法13条は、……国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するものというべきである。……警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」(最判昭44・12・24刑集23・

12・1625)。この判決によると、13条はたんなるプログラム規定ではなく、肖像権（最高裁は名称を附していないが）のような、具体的権利性と裁判規範性とを有する規定だというのである。

しかるに、前掲伊達環境権訴訟判決は、「環境管理の問題は、すぐれて民主主義の機構を通じて決定されるべき」政治政策上の問題であるから、環境権なるものは採用しえないといっている点からみると、環境権を法上プログラム規定とみているというより、むしろ成立を認めない「否定説」をとっているといった方が妥当ではなかろうか。けだし、かりに13条・25条を綱領的規定と解しても、ただちに否定することにはならない。すくなくとも、プログラム規定としての環境権は成立するはずである。もっとも、綱領的規定は政治的道徳的宣言であって、法的権利性は認められないであるから、その点においてプログラム規定としての環境権が成立するとしても、しないとしてもあまり違わないともいえる。しかし、田口精一教授が指摘されるように、プログラム規定といえどもまったく存在理由のないものではなく、それが憲法上の事項として明確に宣言される以上、これを遵守しようとしたまわないというような、いい加減なものとはならず、関係者は、そこに宣言された政策方針を達成するために、あらゆる努力をつくさなければならぬことが歴然としてくるので、まったく無意味とはいえないであろう¹⁴⁾。したがって、この点から判決をプログラム規定説とみるのは正鵠を得たものとはいないように思われる。

3. つぎに、環境権の法的根拠を憲法25条に求める学説も、また25条および13条にみいだす見解も、明白ではないが、法的権利性を認めることには変わらないだろう。しかし、両説の間には若干の相違が生じるように思われる。25条・13条説のいうように、13条に自由権的側面の権利を認めると、国や公共団体によって惹起される環境破壊には、いわば権力公害からの自由の名の下に積極的に対処しうるであろう。しかし、この点に関していえば、いわゆる権力公害・環境破壊の差止請求も、25条説によつても不可能ではあるまい。公権力による環境破壊やそのおそれのあるときは、25条説環境権にもとづき差止め請求がなされると、国・公共団体はそれを防止してよりよい環境を積極的につくりださな

ければならないので、結果的には同じことになろう。むしろ両説の相違は、環境権の対象をどう設定するかによって生じるように思える。25条説によると、「健康な環境に生きる権利」または「健康な生活環境の維持を要求する権利」ということが、環境権の内容をなすものであるとするから——自然環境を破壊する場合やそのおそれがあるときに差止め認められるとする——環境権の対象は自然環境に限定されることになる。したがって、環境権の客体を自然環境にとどまらず文化的社会的環境¹⁵⁾も含まれると解すれば、生存権規定にのみ根拠を求めるることは狭きに失し包装しえないことになるであろう。

判例は、まことに述べたようにまだ環境権を認めたものはない。だがしかし、ただ環境権論者の主張する内容を採用し、これを人格権の理論によって説明しているものがある。たとえば、いわゆる大阪国際空港公害訴訟において、大阪高裁はつぎのように述べている。すなわち、「およそ、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことからあって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穀、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち、人は、疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより、著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害を来る行為に対しても、その侵害行為の排除を求めることができ、また、その被害が現実化していくなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであって」「人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきである」(大阪高判昭50・

11・27判時977・36) (上点は筆者)。

この判決は、事前差止めの法理を形式的には人格権の名において認めたものであるが、実質的には、「環境権の内容が示されているのであり、人権としての環境権そのものの説明になっている」¹⁶⁾と高く評価されている。また、環境権の追認をしなかった伊達環境権訴訟判決も、「司法救済は、現在、環境破壊行為が住民個人の具体的な権利、すなわち、生命、固有の健康、財産の侵害のおそれ今まで達したときには、後記のように個々人の人格権、財産権の妨害予防ないし排除として発動されるのであるから、これをもって足るものと考えられる」¹⁷⁾

(上点は筆者)といい、同様に、さきのいわゆる豊前環境権訴訟第一審でも、「およそ何人に対しても健康で快適な生活を営む利益が保障されなければならないことであり、何人も環境の破壊によって自己の財産もしくは生命、身体、健康、自由などの利益が直接に侵害され、又はそのおそれが生じた場合には、……人格権……の具体的権利を根拠に侵害行為の差止めを請求」¹⁸⁾ (上点は筆者) しゅる旨を認めている。これらの判決にみられる共通点は、「各人の人格権侵害のおそれのある場合に限り差止め認められるという前提に立」っていることである。判例の動向に側して考えてみると、人格権の理論をさらに発展・整備し、環境権の内容をこの権利のなかにもりこみ、事前差止の効果を發揮しうれば、実質的には環境権の成立を認めたことと同じ結果になるであろう。したがって、人格権に環境権的効果を期待するためにも、法的根拠を25条のみならず13条にも求める方がその実益は大きいといえよう。

注

- 1) 判例時報 988号 49-50頁
- 2) 判時 前掲 132頁
- 3) 原田尚彦 環境権と裁判 4-13頁
- 4) 橋本公宣 日本国憲法 393-392頁

仁藤・池尾氏も、「環境は、人間の生存にとって必要不可欠な要素であるから、かかる環境を破壊から守り、良い環境の享受を求める権利は、憲法25条にいう基本的人権であると考える」(『環境権』の法理 大須賀編生存権 205頁)として25条説をとられ、清水誠教授も「健康な環境に生きる権利」を同条から導きだしておられる(公害と人権 252-253頁)。

- 5) 松本昌悦 「環境権」奥平康弘・杉原泰雄編憲法学3 83-84頁

小林直樹教授は、25条・13条説の妥当性をつぎのように述べておられる。「第25条に次いで——あるいはそれと並んで——憲法13条が浮かび上がってくる」「きりいな水やきれいな空気が公害で汚染されるのは、まさに『生命に対する権利』の侵害であり、幸福の追求の権利を土台から損うものである以上、環境の保全は国政上第一の配慮を要する問題となろう」環境権の「ヨリ積極的な構成のためには、……

『幸福追求権』にリファーすることが必要ではないかとおもう。それは少なくとも副次的かつ補足的に、環境権の明瞭な位置づけに役立つであろう」「憲法13条が『文化的社会的関係の基本権保障のために演じている役割は大きい』ものとなる。けだし、個別的基本権の条項だけで、時代の新しい要求に応えることができない状況のなかで、包括的な『幸福追求権』は、種々の重要な要請を充たすキャパシティをもっているからである」「環境権を憲法25条および13条によって、いわば……“二重に包装する”ことは……何よりも、人権条項の中の最も重要な二つの基本的規定による支えは、環境権の憲法的基礎づけを確実にするといえる。更にまた、それは、第25条の狭い解釈によって落ちこぼれてしまう内容を、合理的にすくいこむことを可能にするであろう。その外なお、将来に新しく生じうる問題を『環境権』で解決してゆく場合の法的構成のためにも、 “二重包装”による根拠づけは、有意味であるとおもう」(現代基本権の展開 272-276頁)。

- 6) 判時 937号 23-24頁、いわゆる豊前環境権訴訟第二審も「環境権は現在の実定法上具体的な権利と認められず、審判の対象となる資格がない」「具体的な権利性を承認するまでに成熟した権利とは認めがたい」「環境権というものが、ひいては現代および将来におけるわが国経済に損失をおよぼすことを考えれば、その効力を認めることは法秩序の混乱を生ぜしめることになり、わが国ではまだ成熟した権利とは認められない」(福岡高判昭56・3・31 朝日新聞)と判旨して、第一審判決を支持し環境権を否定している。
- 7) 従来の裁判例においても、たとえば、鹿児島地判昭47・5・19判時675・26、大阪地判昭49・2・27判時729・3、千葉地決昭51・8・31判夕341・126、東京高決昭52・4・27判時853・46などいずれも否定的見解を示している。
- 8) 田口精一 憲法の基礎知識 108頁
- 9) 大須賀明 憲法講義 2基本的人権 34頁
- 10) 「宴のあと」と事件において、東京地裁は、「日本国憲法のよって立つところでもある個人の尊厳」という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによってはじめて確実なものとなるのであって、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならないことは言うまでもないところである」「私事をみだりに公開されないという保障が、……個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至っていることを合わせ考えるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益である」(東京地判昭39・9・28下民集15・9・2317)と述べて、13条の個人の尊重をたんなるプログラム規定とみることなく、権利性を認めようとサジエッシュンしているのは注目に値する。
- 11) 美濃部達吉・宮沢俊義補訂 日本国憲法原論 145頁
- 12) 大須賀 前掲書 45頁
- 13) しかし、西ドイツでは、個別的基本権とはまったく別の独立した権利であるとの見解(人格核心説)もある(Peters, Die frei Entfaltung der Persönlichkeit als

Verfassungsziel)。

- 14) 田口 前掲書 99頁
- 15) 林迪広・江頭邦道教授らは、「歴史的文化的環境権は、 環境権とは別にその法規範の根拠の検討をおこなわなければならない」として区別されている（「文化財保護法制の検討(下)」判時 965号 4頁）。
- 16) 松本「環境権」ジュリスト憲法判例百選II 231頁
- 17) 判時 937号 24頁
- 18) 伊藤進 「差止請求の法的根拠としての環境権・人格権」判時988号 9頁

三 環境権の効力

1. 環境権が権利として成立すると、 一体どのような効力を有するものだろうか。 一般に、「環境権は、 人が健康で快適な生活を維持するために必要なすべての条件を充足した、 よい環境を求める権利であり、 これらの環境の侵害を排除しうる権能を持つ排他的な権利」¹⁾と定義づけられている。 伊達環境権訴訟の原告らが、「環境権は、 環境破壊行為自体を排除する排他的な権能をもつから、 環境悪化が進んで健康被害などの具体的被害が発生する前に、 未然にこれを防止することができる」²⁾（上点は筆者）と主張して環境権の司法的追認を求めたのも、 環境権のもつ効力に期待をかけたのにほかならない。 要するに、 人はよりよき環境を享し、 かつこれを支配しうる権利を有するがゆえに、 この環境を現に侵害している場合はもちろんのこと、 これを侵すおそれのあるときにも事前に差止の請求が認められるとするのが、 環境権の特色といってよかろう。

ところが、 環境権にこのような法的効力を認めるとしても、 公法的視点から具体的にどのように作動しえるかについて、 疑問視されるむきがある³⁾。 憲法は公法であって、 本来公権力に対処する領域の法規範であるから、 国や公共団体等による公害等に対しては効果を発揮しうるとしても、 私企業等によって惹起される環境破壊行為等の差止には対処えないではないか という疑義の念や、 公権力公害等に対しては司法的救済を求めるとしても、 憲法上認められた環境権を具体化せしめる法律が欠けている場合はどうか といったことがやはり難点となろう。 したがって、かかる法理論的問題と「環境破壊の悲観的状況から私法的環境権なしでは、 終極的に人間の生存を守れないという危機意識」⁴⁾とが

あいまって、環境権を「憲法上の人権としての環境権ないしは人権としての環境権（目的としての環境権）」と「民事上の差止請求権の根拠としての環境権ないしは私権としての環境権（手段としての環境権）」とに分け⁵⁾、前者においては、「立法、行政に対し良好な環境の確保を求める側面」としての効力を、後者には、「民事訴訟における差止・損害賠償を求める根拠としての絶対権としての」効力を与える⁶⁾ことにより、環境権の実効性を期待しようとする傾向が強い。そして、環境権の効果は、人権としての環境権よりも私権としての環境権の方にウェイトがかけられているといってよかろう。しかし、このことは「目的としての環境権（人権としての環境権）が、手段としての環境権（私権としての環境権）によって制約されたり、変容されたりするのは、本末転倒」⁷⁾であって、憲法的視点からの環境権が軽視されてよいことを意味するのではなく、むしろ、公法上の理論構成と解釈を十分検討すべきことへの警鐘であると考えなければならない。

2. まず問題になるのは、私企業等による公害の発生に対する救済処置である。伊達環境権訴訟の原告らが、「自由権的基本権としての環境権は、直ちに私法上の権利として尊重されるべきで、環境破壊に対する差止請求、損害賠償のための私法上の権利としての性格をもつことができる」⁸⁾と主張したのに対して、札幌地裁は、憲法13条および25条は「国以外のものに対する私法上のなんらかの具体的な請求権を直接定めたものではない」といわざるをえない。ほかに、原告らのいうような私法上の権利としての環境権を認めた規定は制定上見出しえない⁹⁾と判断している。この判決によると、そもそも基本的人権は国家と国民との間を規律するものであって、私人相互間においては効力を有するものでないというのである。この見解は公法と私法とを完全に分断する伝統的憲法觀にねぎすものであって、学説上いわゆる無効力説に属するものであり、私人間への効力を期待するには、特別に立法措置が講ぜられることを必要とする説く。最高裁の立場も明白ではないが、おそらくこの見解と一致するものとみてよかろう¹⁰⁾。

しかし、人権規定をたんに公権力に対する防禦権としてのみとらえ、かつそ

れで国民の権利保障は十分であるとする考えは、あまりにもユートピア的法思想観にはかならない。複雑化した現代社会の機構において、各人の権利義務を擁護するためには、憲法の保障する基本権の価値体系を何らかの形で、私法的分野においても規範化せしめなければ、人権の保障は空洞化せざるをえないであろう。したがって、学説はこのような点を考慮して、人権の効力を私人間に影響を及ぼさせ権利保障の形骸化を防止しようとしている。これには二つの形態がある、一つは、ニッパー黛 (Nipperdei) やライズナー (Leisner) などの提唱 (「第三者効力 (Drittewirkung)」) にかかるもので、国民の相互間にも人権保障規定を直接適用しようとする方法、すなわち「直接効力 (unmittelbare Drittewirkung)」的方式である。これは20世紀憲法は国家の統治制度の法的基礎を定めるとともに、人間の尊厳等の諸原理に関する国民全体の生活上の客観的価値秩序であって、法体系のすべての領域において当然尊重され、かつ実現されるべきであるという新しい憲法観に立つものといってよからう。二つは、公法と私法の伝統的二元主義の法理論の立場を支持しながら、人権保障の効力を国家と国民との間において発生させるとともに、私人間においても私法の一般条項に投影させ、かかる法規定を通じて間接的にその価値実現をはかろうとする「間接効力 (mittelbare Drittewirkung)」的方式である。

ところで、これら二つの形態に憲法上成立する環境権をあてはめてみるとどのような違いが生ずるであろうか。直接効力の方法によると、私企業等によつてもたらされた公害が現に発生しているときにはもちろんのこと、発生するおそれのある場合にも基本権上の環境権がそのまま私人間にも適用されるので、公害源等に対して事前差止の効力を発揮しうることになる。これに対して、間接効力的方式では、進行中の環境破壊については、人権上の環境権の価値体系を私法の一般原則に放射させて中止させることもできようが、環境汚染等のおそれがあるというだけでは、事前差止の請求効力は及ばないであろう。この点からみれば、直接効力説についての論理構成は十分検討されなければならないが、原理としてこの説の方が環境権としての効果を期待しうるであろう¹¹⁾。

3. 最後に、立法策が講ぜられない場合の措置である。すなわち、国民が国

に対して憲法上の環境権にもとづきよりよい環境を求める場合に、これを具体化せしめる法律が制定されていないとき、いかなる措置をとりうべきかということである。この問題の解決のかぎは、環境権を基礎づける憲法25条をどう理解するかと深いかかわりをもつ。この規定の法的性格について、プログラム規定説は別として、抽象的権利説と具体的権利説とが対立している。前説によると、25条は生存の保障ないしは援助のために適切ななんらかの措置をとるべきことを要求しうる一般的抽象的権利である。したがって、国民が具体的に請求しうるのは法律によることを要し、もし、かかる立法が不存在・不備の場合には憲法違反となるが、裁判所に訴えて救済措置を求めることができないとする。これに対して、後説によれば、生存権は法的権利規定であるからこれにもとづき具体的請求権をもつて、もし、法律が制定されていないときや法律の内容が不十分な場合には、裁判所に訴えて立法不存在や法律不備の違憲確認を求めることができるというのである。

これを環境権にあてはめてみよう。まず、抽象的権利説によると、25条は抽象的権利であるからこれに根拠を有する環境権も同じく抽象的権利にすぎないので環境権を実効ならしめるための法律（たとえば、環境促進法とでもいうべきもの）にしたがって、はじめて良好な環境を求めて権利を主張しうるのである。しかし、その法律が制定されていない場合には、憲法違反になるが裁判所に訴え救済を求ることはできないというのでプログラム規定説と同じ結論に達する。つぎに、具体的権利説からみれば、生存権規定は具体的権利であるので、これに立脚した環境権も具体的権利を有するものといえるから、法律が存在するときはむろんこれにもとづき環境享有の主張ができる、かかる法律の不存在・不備の場合は、憲法上の環境権を法的根拠として立法不存在・不備の違憲確認訴訟を提起しうことになろう。しかし、この説によるも、「法律の制定を司法的に強制することは現在の法制上不可能」¹²⁾であるというので、結果的には抽象的権利説と大差なく、さらには、プログラム規定説とも実効性の面ではたいして違わなくなるように思えてくる。もっとも、生存権と環境権とでは、「社会配分の不平等に基づく生活の脅威と公害による環境破壊と（しての）

レベルの異なる問題¹³⁾であるから、25条を「読み直し、もしくは拡張解釈」¹⁴⁾をすべきではあるが、これら両説にはいずれも限界があるようと思われる。したがって、憲法上の環境権の実効性を期待しうるためには、この権利につきもっと積極的な意味をもつ論理構成と裁判規範性をもちうるようにすることが前提となるであろう¹⁵⁾。

注

- 1) 仁藤一 「環境権の提唱」 ジュリスト492号 230頁、沢井裕 公害差止の法理 20頁、松本昌悦 「環境権」 ジュリスト69号 231頁など。
- 2) 判例時報 988号 50頁
- 3) たとえば、佐藤幸治教授は、「憲法25条が『環境権』を保障したとしても、それだけでは法的にはあまり意味はないように思われる」(『環境権としての日照権』 ジュリスト特集日照権 235頁) と述べておられる。
- 4) 6) 沢井 前掲書 20頁
- 5) 7) 淡路剛久 環境権の法理と裁判 28頁、なお、同著4頁は、在野法曹の環境権論者たちも、私権としての環境権論に比重がおかれていた旨を指摘している。
- 8) 判時 988号 50頁
- 9) 判時 988号 132頁
- 10) というのは、いわゆる三菱樹脂事件（最判昭48・12・12民集27・11・1536）や昭和女子大事件（最判昭49・7・1民集28・5・790）における最高裁の態度は直接効力説をとらないことは明白であるが、無効力説か間接効力説かは断定しがたいので、学者によってはさまざまな受けとりかたをしている。しかし、よくみると人権規定と私人間の法律関係はあくまで別個のものであって、「私的自治を制限する一般的規定や不法行為の諸規定、および私人間に介入する立法措置は、憲法の保障する自由と平等の精神なり要請とは切り離されている」(清水睦 基本人権の指標 48頁) ことが分るので、間接効力説の立場に立っているということはむつかしい。
- 11) 阿部照哉教授は、「唐突の感があり賛同することはできない」(基本的人権の法理 208頁) と反対されている。
もっとも、人権規定が私人間にも適用されるとしても、これを一般化してすべての基本権を可能とするのではなく、明文の規定のあるものや人権の性質上妥当性をもつものにかぎられよう。
- 12) 佐藤 前掲 235頁
- 13) 14) 小林直樹 現代基本権の展開 270頁
- 15) 拙稿「生存権の法理と法律による行政」第一経大論集第10巻第3号77頁以下参照

おわりに

小稿では、伊達環境権訴訟判決を中心に、環境権の問題点を憲法とのかかわりにおいてもっと検討さるべきであったが、どうやら結果は判例批判に終った

ようである。それも、この判決の環境権論が、「從来の環境権否定判決の形式的態度を一步も出ておらず、住民を納得せしめる要素を欠い」¹⁾た内容であったための一種の失望感からであろう。くりかえしていえば、伊達環境権訴訟判決は、いかなる形においても環境権を認めなかった。その最大の理由は、その権利の法的根拠となる憲法13条および25条が、いずれも「綱領的規定」にすぎないからであるとの理由にもとづくものである。しかし、このような解釈論理はあまりにも一面的短絡的思考形態にはかならず、十分に説得力をもった判決文とはいえない。憲法13条・25条の解釈にあたって、これらの規定をプログラム規定と断定するがごときは、古典的な「あまりにも形式的解釈」²⁾論理にとらわれた「旧態依然たる判決」³⁾と評されても致し方あるまい。

すでに述べたように、良好な環境を享受することは、人間のもつ生來の権利であって、他人に譲り渡すことのできない人間固有の権利として、自然法上存立するものであるがゆえに、こんにちの危機的状況から、実定法上の保障を必要とする段階にたちいたっている事態を考えれば、いうまでもなく基本的人権としての環境権を成立せしめる必要性にせまられていることは明らかである。したがって、この人権をたんなる宣言や綱領に終らせることなく、法的効力を発揮せしめてその目的を達するためには、伝統的法理論の再検討と新たな構築とがなされなければならないであろう。

注

- 1) 3) 淡路剛久 「伊達環境権訴訟」朝日ジャーナル1980・10・31 99頁
- 2) 小林直樹 朝日新聞昭55・10・14